

議 事 録

会 議 名	令和 8 年 第 4 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 8 年 4 月 2 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 7 名		
欠席委員	1 番 大久保 泰明		
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主事：志村海夏		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 非農地証明願について 日程 第 2 農地法第 5 条 (知事) 日程 第 3 農用地利用集積等促進計画の公告について (所有者・機構間契約) 日程 第 4 農用地利用集積等促進計画の公告について (機構・受け手間契約) 日程 第 5 農地法第 1 8 条 (通知) 日程 第 6 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) 日程 第 7 農地法第 4 条 (届出) 日程 第 8 農地法第 5 条 (届出)		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 8 年 第 4 回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、1 番 1 名です。 出席委員は 8 名中 7 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、7 番と 4 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、 日程第 1、非農地証明願について、議案番号 1 3 4 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：(議案番号 1 3 4 号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地区の農業振興地域内農地 1 筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成 1 7 年から駐車場であります。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第 2 種農地です。当該地は農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 6 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番：4 月 1 6 日事務局と現地調査しました。 現地は長らく駐車場で、現況は雑種地で変わらないので、特に問題はないと思われます。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 1 3 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１３４号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第２、農地法第５条の規定による許可申請について、議案番号１３５号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１３５号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地区にある農業振興地域内農地１筆で、転用事業の内容は観光農園の駐車場です。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第２種農地です。許可の基準としては、許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということではありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である三澤委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６番：４月１６日事務局職員と現地確認をしました。

ブルーベリーの収穫期間に合わせて転用し終了後は農地に戻すということですが、近隣の農地にも影響ないと思われるので、問題ないと思います。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１３５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１３５号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第３及び４、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号１３６号及び１３９号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１３６号及び１３９号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田、大蔵地域内にある農業振興地域内農地１０筆で現況は畑です。期間については、３年間です。借受人は軽トラック、ハンマーナイフモア、管理機等を購入予定です。

会 長：続いて、本日欠席の地区担当農業委員である１番に代わって事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局：６番と現地調査に行きました。広い面積ではありますが地権者の意向と伺っています。しっかり管理されているようなので問題ないだろうと伺っています。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１３６号及び１３９号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１３６号及び１３９号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１３７号及び１４１号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１３７号及び１４１号を朗読）
（説明）当該地は岡田地区にある農業振興地域内の農地１筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、ハンマーナイフ、刈払機、軽トラックなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である６番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６番：４月１６日に事務局職員と現地確認をしました。草刈等管理はされておりぶどうの木が植えてありました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１３７号及び１４１号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１３７号及び１４１号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１３８号及び１４０号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１３８号及び１４０号を朗読）
（説明）当該地は岡田地区にある農業振興地域内の農地１筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、ハンマーナイフ、刈払機、軽トラックなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である６番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６番：議案番号１３７号及び１４１号と借り手は同じです。管理はされているので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１３８号及び１４０号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１３８号及び１４０号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第５、農地法第１８条第６項の規定による通知について、報告番号１０８号から１１０号について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：（報告番号１０８号から１１０号を朗読）
（説明）農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。
（委員より意見、質問なし）

	会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号１０８号から１１０号の報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第６、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号１１１号から１１３号の３件、日程第７、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号１１４号の１件、日程第８、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号１１５号から１２０号の６件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり３件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり６件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和８年第４回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和８年第４回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 後藤 修一 議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和８年５月２５日、承認・署名を得て確定しました。